

「高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム」 における検討状況（中間報告）

令和5年4月5日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム（以下「検討チーム」という。）におけるこれまでの検討状況について、原子力規制委員会に報告するものである。

2. 経緯

令和4年度第73回原子力規制委員会（令和5年2月15日）において設置が了承された検討チームにおいて、高経年化した発電用原子炉に関する規制制度の詳細等に関してこれまで計3回（令和5年2月22日、3月9日、3月23日）の検討を行ってきた。これまでの検討状況については3. に記載のとおり。

3. 検討状況

（1）長期施設管理計画の認可制度への移行に当たっての検討

長期施設管理計画の認可制度は、現行の2つの規制制度（高経年化技術評価制度及び運転期間延長認可制度）を統合するものであることから、これらの現行の規制制度に関する規則、審査基準、ガイドを統合・整理することを基本として長期施設管理計画の認可制度に関する規則、審査基準、ガイド等を整備することとし、これらの記載イメージを提示しつつ検討を進めており、適宜原子力事業者等の意見も聴取している。検討チームでの主な論点は以下のとおりであり、検討の方向性は概ね一致している。

- 運転を想定する期間を劣化評価の期間とすること
- 暦年で定めている監視試験片の取り出し時期については、技術基準規則及びその解釈と整合的な中性子照射量を基本とした運用とすること
- 加圧熱衝撃評価により原子炉圧力容器が損傷するおそれのある場合に評価を求めること
- 国際的な考え方も踏まえたサプライチェーンの管理を追加すること
- 原則40年目の「特別点検」の長期施設管理計画の認可制度を踏まえた実施時期及びその呼称

今後は、検討チームでの議論の方向性を踏まえて、規則、審査基準、ガイド等の具体化を進めるとともに、原子力事業者等からの意見聴取等も通じて長期施設管理計画の具体的な記載事項の検討を進める。

（2）新たな技術的検討

運転開始後60年を超える場合の経年劣化に係る評価やいわゆる「設計の古さ」への対応について、現行制度や国際機関・諸外国の例を提示しつつ議論を進めている。具体的には、劣化として考慮する必要があるものについて、国際原子力機関の関連ガイド（SSG-48）を参考に物理的な劣化（Physical ageing）と

非物理的な劣化（Non-physical ageing (Obsolescence)）に分けて検討を行った。

物理的な劣化については、これまでの評価手法の適用性について現行制度での評価実績を再確認するとともに、評価主体は事業者であり、基準適合性等を立証できなければ認可をしないという基本的な考え方について確認しており、サプライチェーンの管理を含め、長期施設管理計画の認可制度の枠組みの中で対応していくことを確認した。また、経年劣化に係る評価を基礎として追加的に実施する事項については、現行の「特別点検」を導入した際の議論を踏まえて60年目の「追加点検（仮称）」について引き続き検討することとしている。

非物理的な劣化については、いわゆる「設計の古さ」への対応も含めて、既存の制度（バックフィットや安全性向上評価制度）も活用しながら、どのように具体的な対応を行っていくべきなのか引き続き検討を進めることとしている。

（3）高経年化した発電用原子炉に関する規制制度に関する分かりやすい説明

高経年化した発電用原子炉に関する規制制度を分かりやすく説明するため、高経年化した発電用原子炉に関する規制制度だけでなく原子炉等規制法における規制制度の枠組みも含めた説明をするための資料の構成や記載すべき内容について検討を進めた。その結果を踏まえ、事務局として別紙のとおり説明資料を取りまとめた。

本説明資料については、本日の議論を踏まえ修正した上で、今後も技術的内容等について検討が続いている中ではあるが、現時点でいったん確定版としてホームページにて公開することについて、改めて委員会の了承を得ることとしたい。

4. 今後の予定

引き続き検討チームにおいて、原子力事業者等からの意見を聴取しつつ高経年化した発電用原子炉に関する規制制度の詳細等について検討を進め、検討状況について必要に応じて原子力規制委員会に報告することとする。

（別紙） 運転開始から長期間経過した発電用原子炉の安全性を確保するための規制制度の全体像について

（参考） 第3回高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チーム資料3-2（抜粋）

運転開始から長期間経過した発電用原子炉の安全性を 確保するための規制制度の全体像について

**令和5年4月5日
原子力規制庁**



1. はじめに	• • •	P2
2. 原子炉等規制法による安全規制の全体像	• • •	P3
3. 事業者による日常的な点検・補修等	• • •	P4
4. 継続的な安全性の向上	• • •	P5
5. 原子炉施設の高経年化に伴う課題	• • •	P6
6. 物理的な経年劣化への対応	• • •	P7
7. 「設計の古さ」への対応	• • •	P12



1. はじめに

- ◆ 現在、原子力発電所の運転期間を、原子力利用の在り方の観点から見直し、運転開始から現行法上の上限である60年を超えての運転も認め得る法改正が、国会において審議中です。
- ◆ そのような法改正がなされるとすれば、原子力規制委員会としては、運転期間がどのようなものになろうとも、運転開始から長期間経過した原子炉施設の安全規制を適切に実施できる仕組みを設けることが必要と考え、そのための法改正を併せて検討しました。
- ◆ この資料は、運転開始から長期間経過した原子炉施設について、事業者の行う保守管理の取組に依拠して、原子力規制委員会がどのような規制を実施し、安全を確保しようとしているのか、その全体像を分かりやすく説明する目的で作成しました。

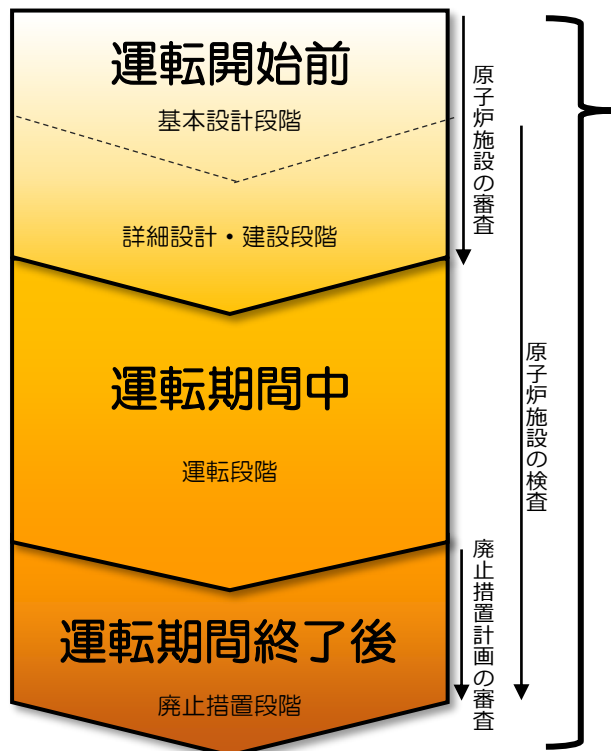
(※) 運転開始から長期間経過することについて、以下「高経年化」と呼びます。

(※) なお、新制度をめぐっては、引き続き技術的な内容等について検討が続いていますが、法案の国会審議が行われている現時点の内容でいったん完成させ、公表することとしたものです。
また、分かりやすさを優先して作成しているため、一部、記述を簡略化している部分があります。
規制の正確な内容については、法令や原子力規制委員会が定める解釈・ガイド類を参照してください。



2. 原子炉等規制法による安全規制の全体像

- ◆ 原子炉等規制法に基づく安全規制の中核は、設備や機器などのハード面の性能や、設備保全の方法や体制などのソフト面の取組について、事業者が守るべき事項を詳細に定めた規制基準です。
- ◆ 規制基準がすべて守られることで、事故を完全に防止できる訳ではありませんが、必要最低限の安全性が確認されたこととなります。この規制基準を事業者が守っているかどうか、原子力規制委員会が様々な段階で確認を行うというのが、安全規制の基本的な枠組みです。
- ◆ 具体的には、運転開始前の基本設計段階と詳細設計段階でそれぞれ規制基準への適合を確認（審査）するとともに、運転期間中も常時、規制基準への適合を義務付け、原子力規制委員会の検査官が検査を通じて監視しています。
- ◆ なお、規制基準は、東京電力福島第一原子力発電所事故の後、重大事故（シビアアクシデント）対策、地震・津波対策などの面で大幅に強化されています。



様々な段階での規制基準への適合性の確認

原子炉施設の審査

(第43条の3の5/第43条の3の9 等)

原子炉施設の設置許可に係る申請や、設計及び工事の計画の申請、保安規定の申請について、安全性に問題がないかを審査します。



原子炉施設の検査

(第61条の2の2 等)

原子炉を運転する前に行われる使用前事業者検査や、保安規定の遵守状況等、事業者のあらゆる保安活動について、原子力規制検査を通じて監視します。



4 新規規制基準とは

東京電力福島第一原子力発電所の事故における教訓や国内外からの知見を踏まえて平成25年7月に新しく策定した規制基準。

地震や津波への対策を強化し、火山噴火や竜巻等の自然現象に対する考慮や内部溢水に対する考慮を新たに追加するとともに、重大事故（シビアアクシデント）に対する安全対策を新たに義務づけるなど、従前の規制基準と比べて大幅な強化を行った。

<以前の規制基準>

・シビアアクシデントの防止基準
→ 単一故障を想定しても
炉心損傷に至らないことを確認

自然現象に対する考慮
火災に対する考慮
電源の信頼性
その他の設備の性能
耐震・耐津波性能

<新規規制基準>

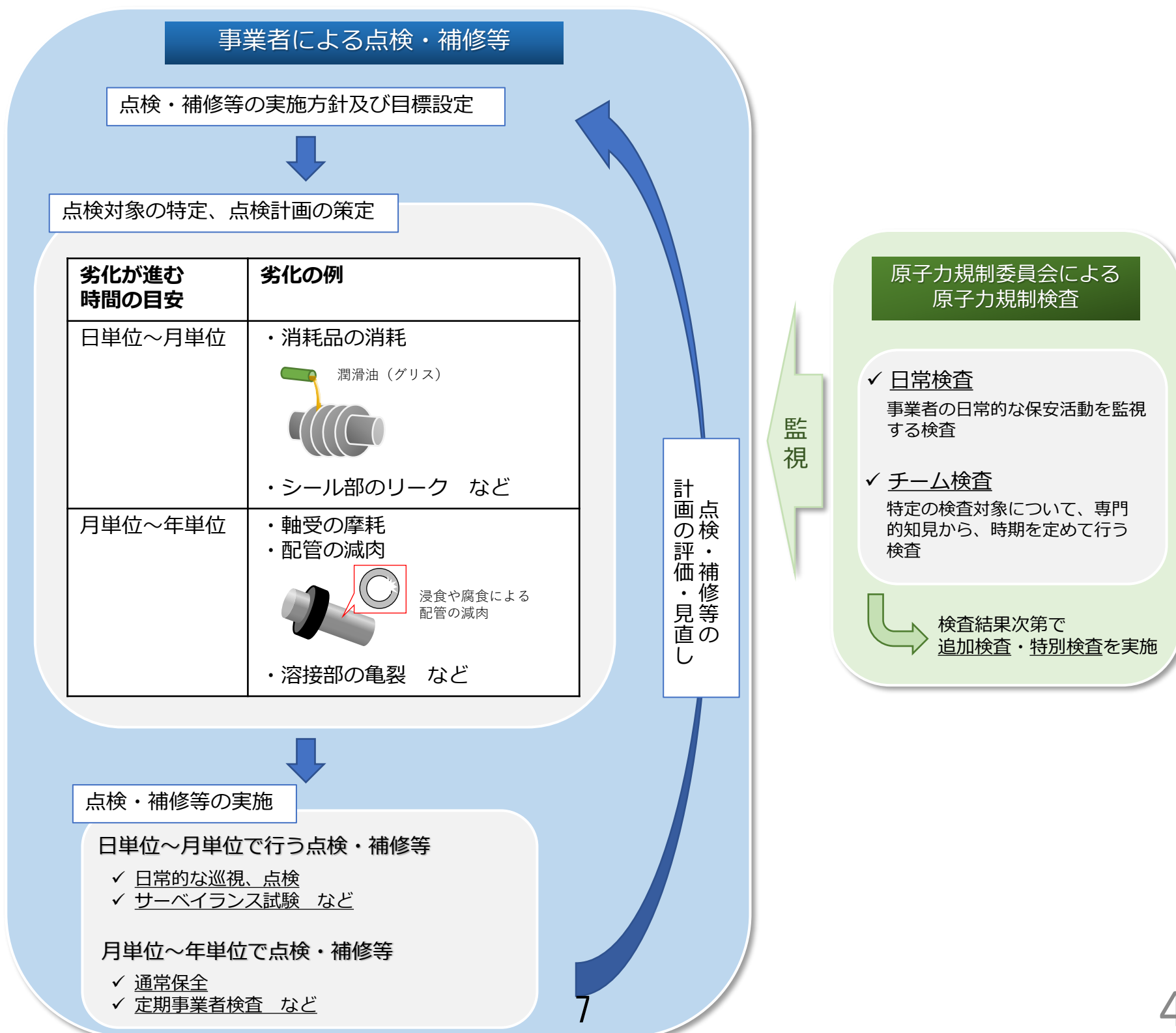
意図的な航空機衝突への対応
放射性物質の拡散抑制対策
格納容器破損防止対策
炉心損傷防止対策 (複数の機器の故障を想定)
内部溢水に対する考慮 (新設)
自然現象に対する考慮 (火山・竜巻・森林火災を新設)
火災に対する考慮
電源の信頼性
その他の設備の性能
耐震・耐津波性能

(テロ対策) 新設
(シビアアクシデント対策) 新設
強化又は新設
強化



3. 事業者による日常的な点検・補修等

- ◆ 法的には運転期間中も常時、規制基準への適合を義務付けていると言っても、実際に適合しているかを確認する仕組みがないと機能しません。
- ◆ 他方、原子炉施設では時間の経過とともに劣化が日々進展します。具体的には、消耗品の消耗、部品の摩耗、設備の経年劣化などがありますが、これらは、その場所や条件ごとに進むスピードが異なり、それぞれのスピードに応じた適切なタイミング（日単位、月単位、年単位）での確認が必要になります。
- ◆ そのため、原子炉等規制法を通じて、①事業者による日常的な巡視・点検を行わせるとともに、②13か月に1回の検査（定期事業者検査）を義務付けることで、規制基準に適合した状態を維持させています。
- ◆ 原子力規制委員会は、そのような事業者の活動が適切かを監視する検査（原子力規制検査）を行っています。





4. 継続的な安全性の向上

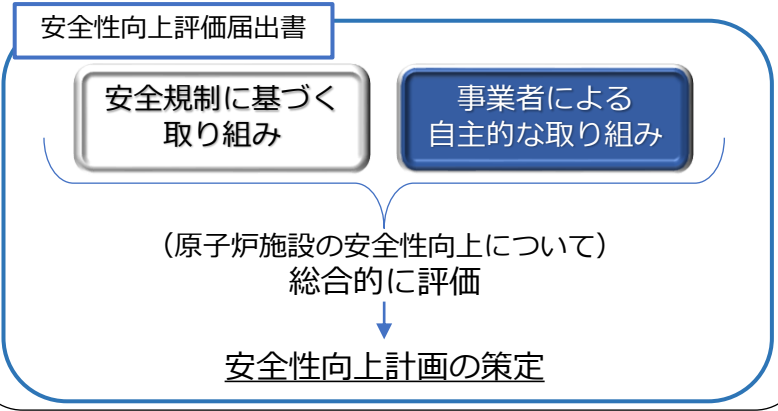
- ◆ 現行の規制基準への適合を超えて、さらなる安全性の向上を求める2つの仕組みも設けられています。これらは、施設の劣化に関しても適用できます。
- ◆ 1つは、事業者による自主的な安全性向上の取組を促進するための「安全性向上評価届出制度」です。13か月に1回の定期事業者検査の際に、事業者が最新の科学的知見などに照らして自ら原子炉施設の安全性を評価し、設備面や運用面について規制要求に上乘せして自主的に改善を進める仕組みです。
- ◆ もう1つは、原子力規制委員会による規制基準の見直しです。基準の見直しにつながるような国内外の最新の科学的知見を常に収集し、その重要性を評価し、必要な基準の見直しにつなげています。
- ◆ 見直し後の新たな基準は、原則として既存の原子炉施設にも適用（バックフィット）します。2013年に新規制基準を導入してから約10年間で、13件のバックフィットを行った実績があります。

安全性向上評価届出制度とは

(原子炉等規制法 第43条の3の29)

原子炉施設の安全性を向上させるために、事業者は最新の知見等を踏まえた新たな設備の追加や運用の改善等を図る必要がある。

事業者が定期事業者検査終了後6か月以内ごとに、原子炉施設の安全性向上に係る取り組みの実施状況や有効性について評価を行い、本評価の結果等について公表及び届出を行う制度。



発電用原子炉に関するバックフィット事例一覧

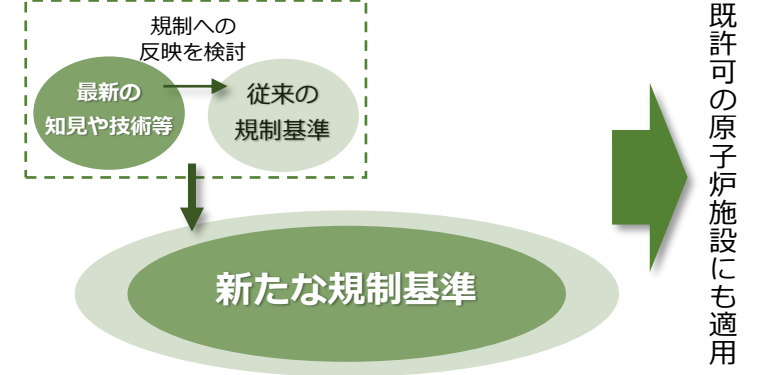
番号	バックフィット事例 (2023年3月時点)	施行日等
1	新規制基準	2013.7.8
2	電源系統の一相開放対策	2014.7.9
3	有毒ガス防護対策	2014.5.1
4	高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 対策	2017.8.8
5	地震時の燃料被覆材の放射性物質の閉じ込め機能に係る措置	2017.9.11
6	地震時又は地震後に機能保持が要求される動的機器の明確化	2017.11.15
7	降下火砕物 (火山灰) 対策	2017.12.14
8	柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映	2017.12.14
9	溢水による放射性物質を含んだ液体の管理区域外漏えい防止対策	2018.2.20
10	火災感知器の設置要件の明確化に係る対応	2019.2.13
11	大山生竹テフラの噴出規模の見直し	2019.6.19
12	警報が発表されない可能性のある津波への対策	2019.7.31
13	震源を特定せず策定する地震動に係る標準応答スペクトルの取入れ	2021.4.21

基準の見直し (バックフィット制度) とは

(原子炉等規制法 第43条の3の23)

バックフィット制度は、最新の知見や技術等を迅速かつ柔軟に規制基準に反映し、安全上の水準の向上を行った際に、その新たな規制基準を既に許可を与えている原子炉施設に対しても適用させることで、継続的に原子炉施設の安全性の向上を行う制度である。

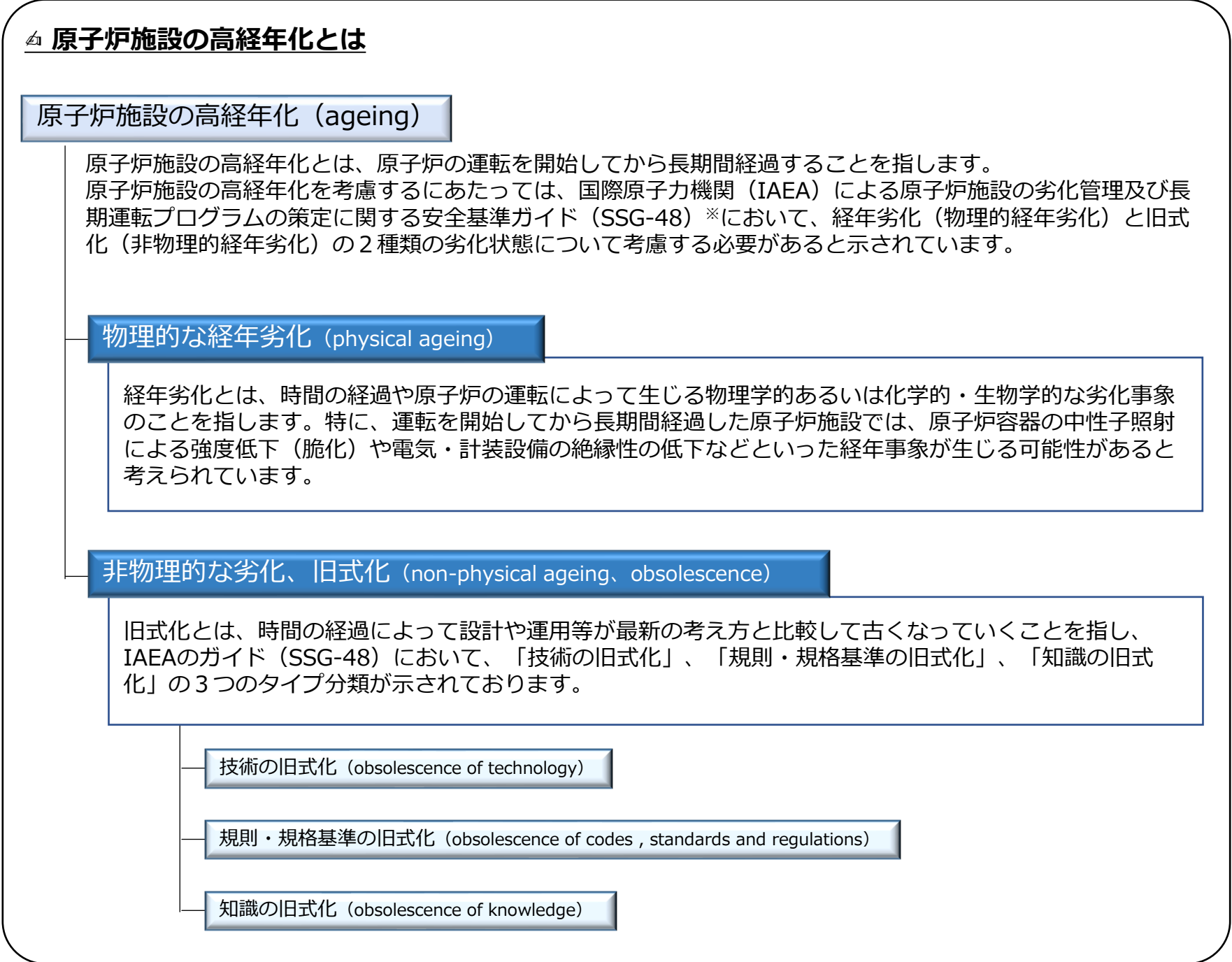
新規制基準と同じく、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて追加された制度。





5. 原子炉施設の高経年化に伴う課題

- ◆ 高経年化した原子炉施設については、「3. 事業者による日常的な点検・補修等」「4. 継続的な安全性の向上」で説明した取組に加えて、追加的な対応が必要な課題があります。
- ◆ 具体的には、①物理的な経年劣化、②設計や運用が最新の考え方と比較して古くなっていくこと（非物理的な劣化）の2つです。
 - (※) ②の設計や運用が最新の考え方と比較して古くなっていく、非物理的な劣化とも言うべき課題について、以下「設計の古さ」と呼びます。
- ◆ 国際原子力機関（IAEA）も、原子炉施設の高経年化（ageing）について考慮する必要がある事項として、物理的な経年劣化（physical ageing）と旧式化（obsolescence）の2つを挙げています。



※ INTERNATIONAL ATOMIC ENERGY AGENCY, Ageing Management and Development of a Programme for Long Term Operation of Nuclear Power Plants, IAEA Safety Standards Series No. SSG-48, IAEA, Vienna (2018).

<https://www.iaea.org/publications/12240/ageing-management-and-development-of-a-programme-for-long-term-operation-of-nuclear-power-plants>

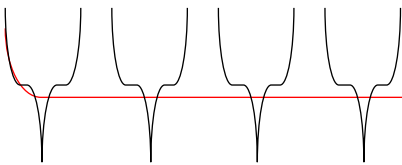
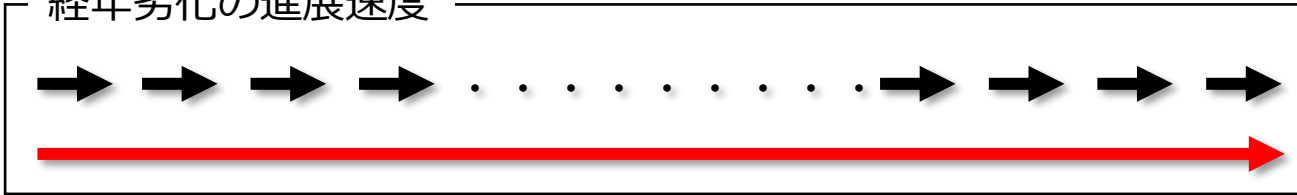


6-1. 物理的な経年劣化への対応【基本論】

- ◆ 物理的な経年劣化は、個々の原子炉施設ごとに劣化の進み具合は様々であり、また、事業者による維持・補修等のやり方によっても変わってくるため、個々の原子炉施設ごとに劣化の状況について評価を行った上で、対応する必要があります。
- ◆ 経年劣化の中には、年単位では変化が捉えにくい、10年単位の長期間をかけて徐々に進んでいくものがあります。
- ◆ そこで、高経年化した原子炉施設においては、日常的な巡視・点検、13か月に1回の定期事業者検査などに加えて、10年単位で変化を捉え、今後も規制基準への適合を維持し続けられるかを確認する仕組みが必要となります。
- ◆ そのような仕組みは現行制度でも設けられていますが、今般、原子力発電所の運転期間が原子力利用の在り方の観点から見直されることを受けて、原子力規制委員会としては、その仕組みをさらに強化する原子炉等規制法の改正を提案しています。以下では、その内容について説明していきます。

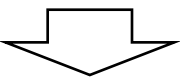
原子炉施設の経年劣化

経年劣化の進展速度



数日～数年程度の頻度で進む劣化

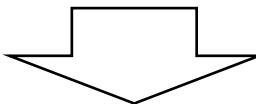
劣化が進む時間の目安	劣化の例
日単位～月単位	・ 消耗品の劣化 ・ シール部のリーク など
月単位～年単位	・ 軸受の摩耗 ・ 配管の減肉 ・ 溶接部の亀裂 など



日常的な点検・補修等

高経年化（数十年～）によって進む劣化

劣化が進む時間の目安	劣化の例
十年単位～（高経年化）	・ 低サイクル疲労 ・ 原子炉容器の中性子照射脆化 ・ 照射誘起型応力腐食割れ ・ 2相ステンレス鋼の熱時効 ・ 電気・計装設備の絶縁低下 ・ コンクリート構造物の強度低下



日常的な巡視・点検等に加えて
高経年化によって進む劣化に対する対応 が必要

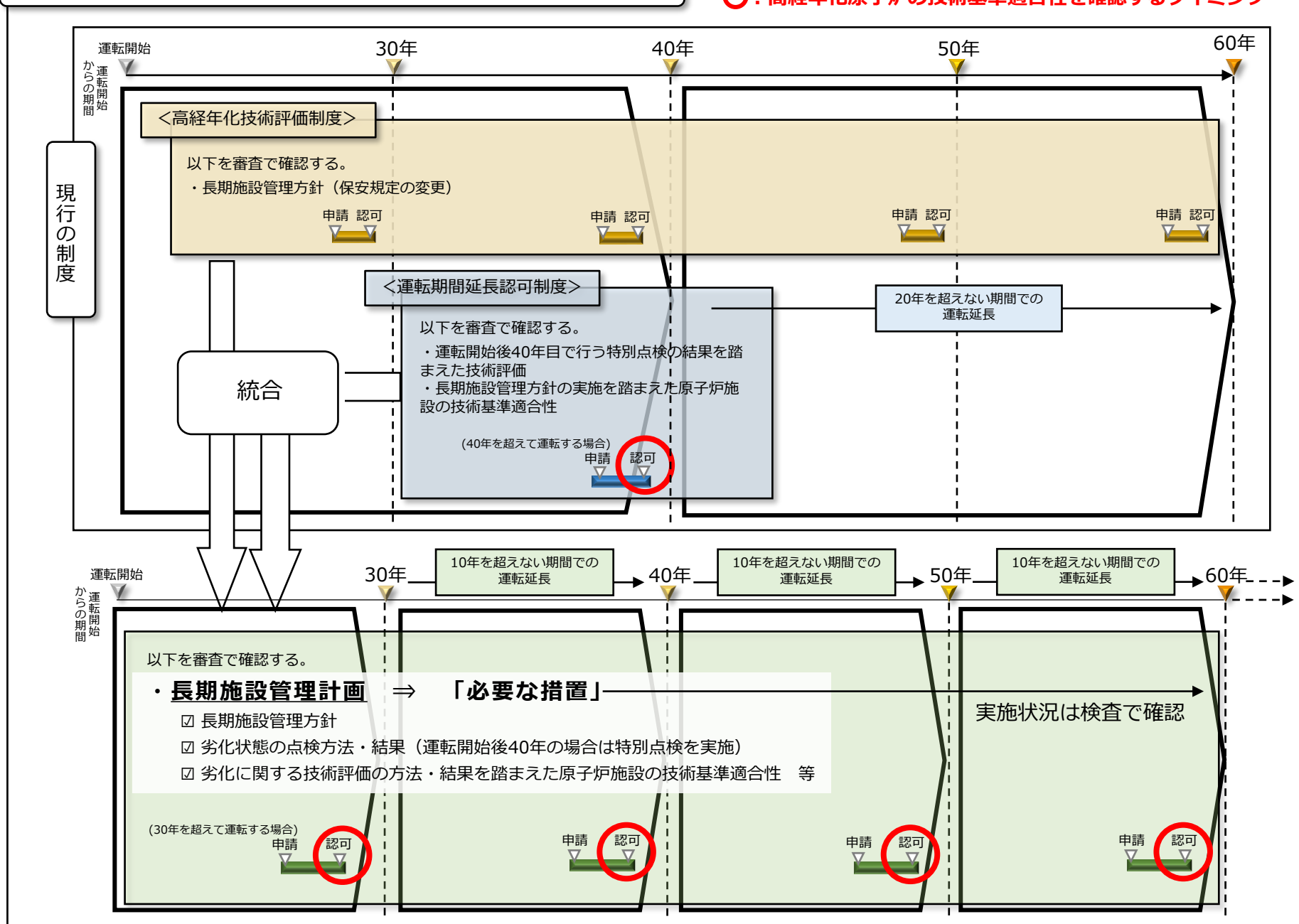


6-2. 物理的な経年劣化への対応【制度改革】

- ◆ 現行の安全規制は、①運転期間の延長認可制度、②高経年化技術評価制度、の2つから構成されています。
- ◆ 運転期間の延長認可制度は、運転開始40年の時点で、事業者が劣化の進展予測をもとに20年を超えない先まで基準適合を維持できるかを技術的に評価し、原子力規制委員会が事業者のその評価結果を審査する制度です。認可されなければ、40年を超えての運転はできません。
- ◆ 高経年化技術評価制度は、運転開始30年から10年ごとに、事業者が劣化の進展を予測し、劣化を管理するための長期的な施設の管理計画を事業者が定める制度です。
- ◆ 新しい仕組みは、この2つを組み合わせる形で統合し、運転開始30年から10年を超えない期間ごとに、事業者が将来の劣化を予測するとともに劣化を管理するための計画を定め、原子力規制委員会の確認（認可）が得られなければ、運転が継続できないこととしたものです。

高経年化原子炉の安全性確保するための制度

○：高経年化原子炉の技術基準適合性を確認するタイミング





6-3. 物理的な経年劣化への対応【計画作成と状況把握の点検】

- ◆ 新たな制度では、運転開始30年から10年を超えない期間ごとに、事業者が原子炉施設の経年劣化などを管理するための「長期施設管理計画」を策定し、原子力規制委員会の認可を受けることが必要となります。
- ◆ 長期施設管理計画には、次のような内容を定めることとなります。
 - ・ その時点での劣化の状況を把握するために行った点検の方法とその結果
 - ・ 将来の劣化の予測・評価をどのように行うかの方法と、予測・評価の結果
 - ・ 劣化を管理するための具体的な措置（追加的な監視、維持・補修など）
- ◆ 長期施設管理計画の認可の基準は、次のとおりです。これらの基準への適合を立証するのは事業者であり、立証することができなければ認可はされず、運転は継続できません。
 - ・ 将来の劣化の予測・評価の方法が適確なものであること
 - ・ 劣化を考慮しても、今後10年を超えない期間にわたり規制基準に適合できること
 - ・ 劣化の管理のための具体的な措置が災害の防止上支障のないものであること
- ◆ 劣化の状況把握の点検は、現行の運転期間延長認可制度では運転開始から40年の時点で詳細な「特別点検」を行わせており、新制度でもそれを踏襲します。また、運転開始から60年を超えて運転する可能性が生じたことを受け、60年の時点でも、特別点検の内容を踏まえた追加的な点検を行わせる方針です。

特別点検の点検項目

長期施設管理計画

- ✓ 長期施設管理計画の期間
 - ・ 計画の始期、計画期間
- ✓ 方針及び目標
- ✓ 劣化評価の方法及びその結果
 - ・ 劣化状況把握のための点検
 - ・ 劣化評価の方法
 - ・ 劣化評価の結果
- ✓ 劣化を管理するために必要な措置
 - ・ 長期保守管理方針（追加保全）
 - ・ 劣化管理プログラム
- ✓ 品質マネジメントシステム

添付資料

- ✓ 劣化状況の把握のための点検に関する説明書
- ✓ 劣化評価に関する説明書
- ✓ 劣化管理に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
- ✓ その他必要と認めるもの

加圧水型軽水炉（PWR）

対象設備	対象の部位	点検方法/点検項目
原子炉容器	・ 母材及び溶接部（炉心領域 100%）	・ 超音波探傷検査（UT）による欠陥の有無の確認
	・ 一次冷却材ノズルコーナー部（最も疲労損傷係数が高い部位）	・ 表面検査又は渦流探傷試験による欠陥の有無の確認
	・ 炉内計装筒（BMI）（全数）等	・ 目視試験（MVT-1）による炉内側からの溶接部の欠陥の有無の確認及びBMI内表面の表面検査又は渦流探傷試験による欠陥の有無の確認
原子炉格納容器	・ 原子炉格納容器鋼板（接近できる全検査可能範囲） ・ プレストレスコンクリート製原子炉格納容器	・ 目視による塗膜状態の確認 ・ コアサンプリングによる強度、遮へい能力、中性子化、塩分浸透及びアルカリ骨材反応の確認
コンクリート構造物	・ 原子炉設備の安全性を確保するための機能を有するコンクリート構造物（一次遮へい壁 等）	・ コアサンプリングによる強度、遮へい能力、中性子化、塩分浸透及びアルカリ骨材反応の確認

沸騰水型軽水炉（BWR）

対象設備	対象の部位	点検方法/点検項目
原子炉容器	・ 母材及び溶接部（炉心領域、接近できる全検査可能範囲）	・ 超音波探傷検査（UT）による欠陥の有無の確認
	・ 給水ノズルコーナー部（最も疲労損傷係数が高い部位）	・ 表面検査又は渦流探傷試験による欠陥の有無の確認
	・ 制御棒駆動機構（CRD）スタブチューブ、炉内計装設備（ICM）ハウジング（全数）等 ・ 基礎ボルト（全数）	・ 目視試験（MVT-1）による炉内側からの溶接部の欠陥の有無の確認及びハウジング内表面の表面検査又は渦流探傷試験による欠陥の有無の確認 ・ 超音波探傷検査（UT）によるボルト内部の欠陥の有無の確認
原子炉格納容器	・ 原子炉格納容器鋼板（接近できる全検査可能範囲） ・ 鉄筋コンクリート製原子炉格納容器	・ 目視による塗膜状態の確認 ・ コアサンプリングによる強度、遮へい能力、中性子化及びアルカリ骨材反応の確認
コンクリート構造物	・ 原子炉設備の安全性を確保するための機能を有するコンクリート構造物（原子炉圧力容器ベダスタル又はこれに準ずる部位 等）	・ コアサンプリングによる強度、遮へい能力、中性子化、塩分浸透及びアルカリ骨材反応の確認



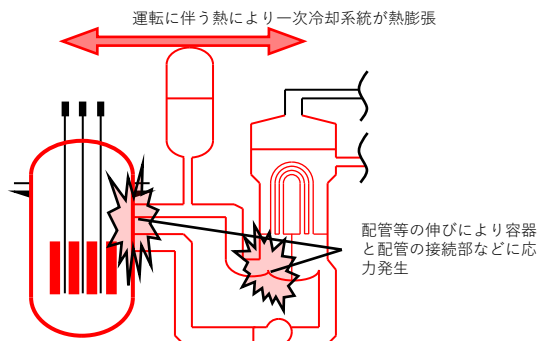
6-4. 物理的な経年劣化への対応【劣化の予測・評価の技術】

- ◆ 劣化の予測・評価が十分に機能するためのポイントは、①劣化の形態を的確にリストアップすること、②劣化のそれぞれの形態について、劣化の進展を的確に予測すること、の2点です。
- ◆ 劣化の形態については、中性子照射脆化、コンクリートの強度低下など6つについては、必ず事業者による劣化評価の対象となります。また、個々の原子炉施設ごとに別の劣化形態の検討が必要であれば、評価対象に追加されることになっています。
- ◆ 評価を実施するのは事業者ですが、6つの形態の多くについて、将来どのように劣化が進むかの予測式と、どこまでの劣化が許されるかの基準を定める形での評価が行われています。この予測式と基準は、過去の劣化のデータをもとに、安全側に余裕を持つ形で定められています。また、劣化のデータは今後も収集が続けられ、必要に応じて見直しが行われていきます。
- ◆ 原子力規制委員会としては、そのような事業者の評価が適確なものであるか、根拠となるデータが十分なものであるかも含めて、厳格に審査を行っていきます。

高経年化による主要な6つの経年劣化事象とは

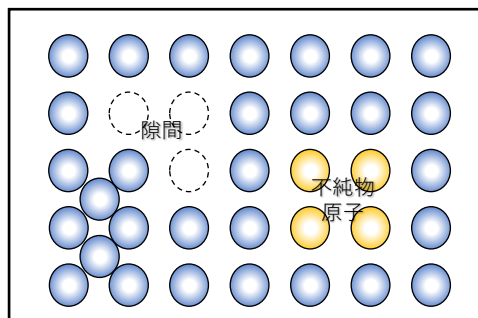
① 低サイクル疲労

温度・圧力の変化によって、大きな繰り返し応力がかかる部位に割れが発生する事象。



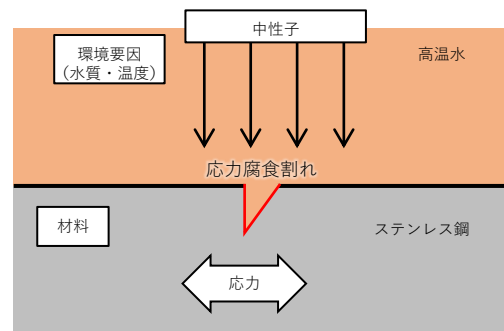
② 原子炉容器の中性子照射脆化

長期間にわたり原子炉容器に中性子が照射されることにより、その強度（靱性）が徐々に低下（脆化）する事象。



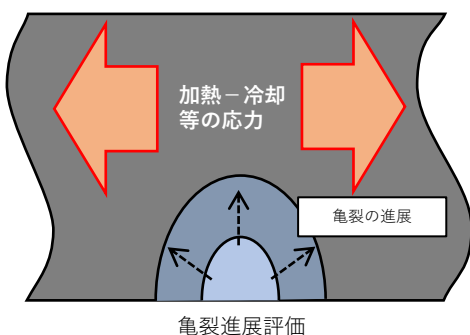
③ 照射誘起型応力腐食割れ

中性子の照射により、応力腐食割れの感受性が高くなり、ひび割れが発生する事象。



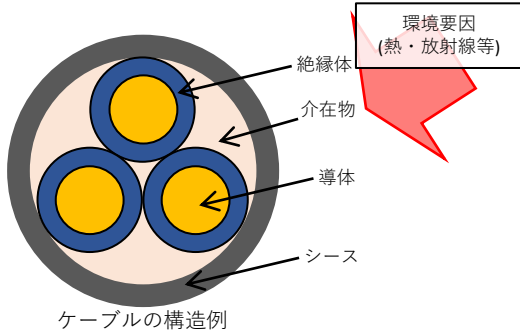
④ 2相ステンレス鋼の熱時効

ステンレス鋼が高温での長期使用に伴い、靱性の低下を起こす事象。



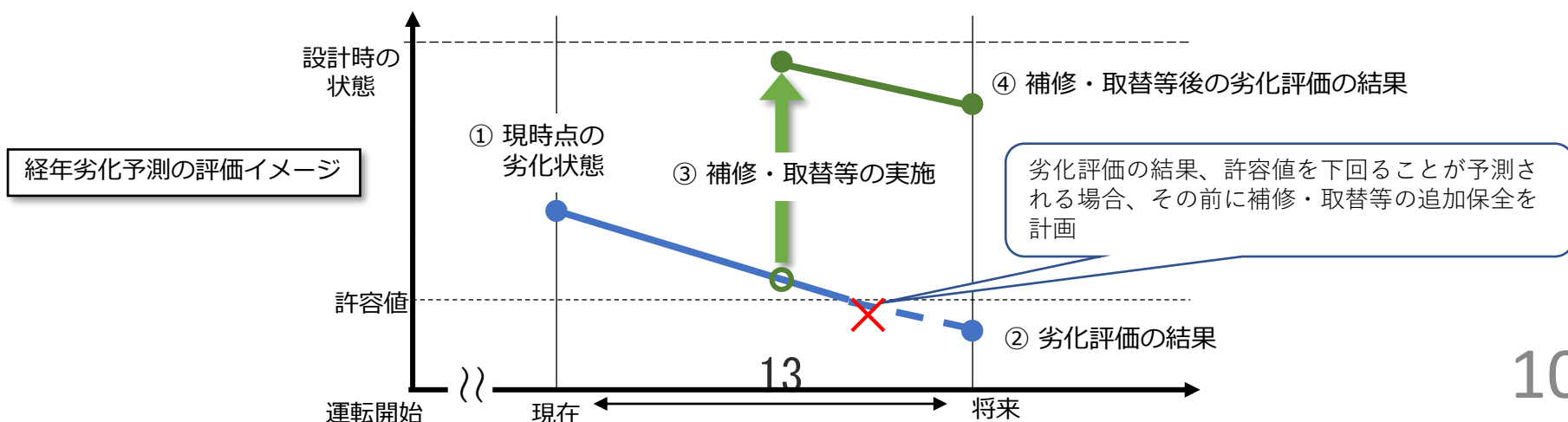
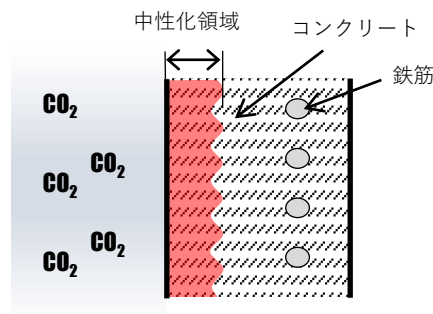
⑤ 電気・計装設備の絶縁低下

電気・計装設備に使用されている絶縁物が環境要因等で劣化し、電気抵抗が低下する事象。



⑥ コンクリート構造物の強度低下

コンクリートの強度が、熱、放射線照射等により低下する事象。また、放射線の遮へい能力が熱により低下する事象。





6-5. 物理的な経年劣化への対応【60年超の劣化評価】

- ◆ 現行の経年劣化への対応は、現行法上の運転期間の上限である60年までは確実に対応できるものとなっています。運転期間の見直しに伴い、劣化に対応した規制の仕組みも、60年以降にも対応できるものとなっていることが必要です。
- ◆ これまでの制度の運用実績や経年劣化に関する科学的知見から、60年超の劣化についても、科学的根拠をもとに厳格な審査ができるものと考えています。
- ◆ 原子力規制委員会の立場は、規制基準に適合できる旨を立証するのは事業者の責任であり、その旨の説明が不十分であれば認可を行わず運転の継続を認めないというものです。
- ◆ 審査のポイントは、①主要な6つの経年劣化事象について、60年以降も劣化の進展を的確に予測できるのか、②60年を超えることに伴い新たに考慮すべき劣化の形態がないか、という2つの課題について、事業者により、60年超の劣化に関する十分な科学的知見が収集されているかどうかです。
- ◆ 現時点では、国内・国外ともに運転開始から60年を超えて運転している原子炉施設はなく、60年を超える実運転データは存在しません。しかし、実際よりも劣化が進んだ状態のデータは取得されています。また、今後国内外での長期間の運転に関するデータも増えていきます。
- ◆ 原子力規制委員会としては、長期施設管理計画の認可に当たり、特にこの2点に関する事業者の説明について、厳格に審査を行っていきます。

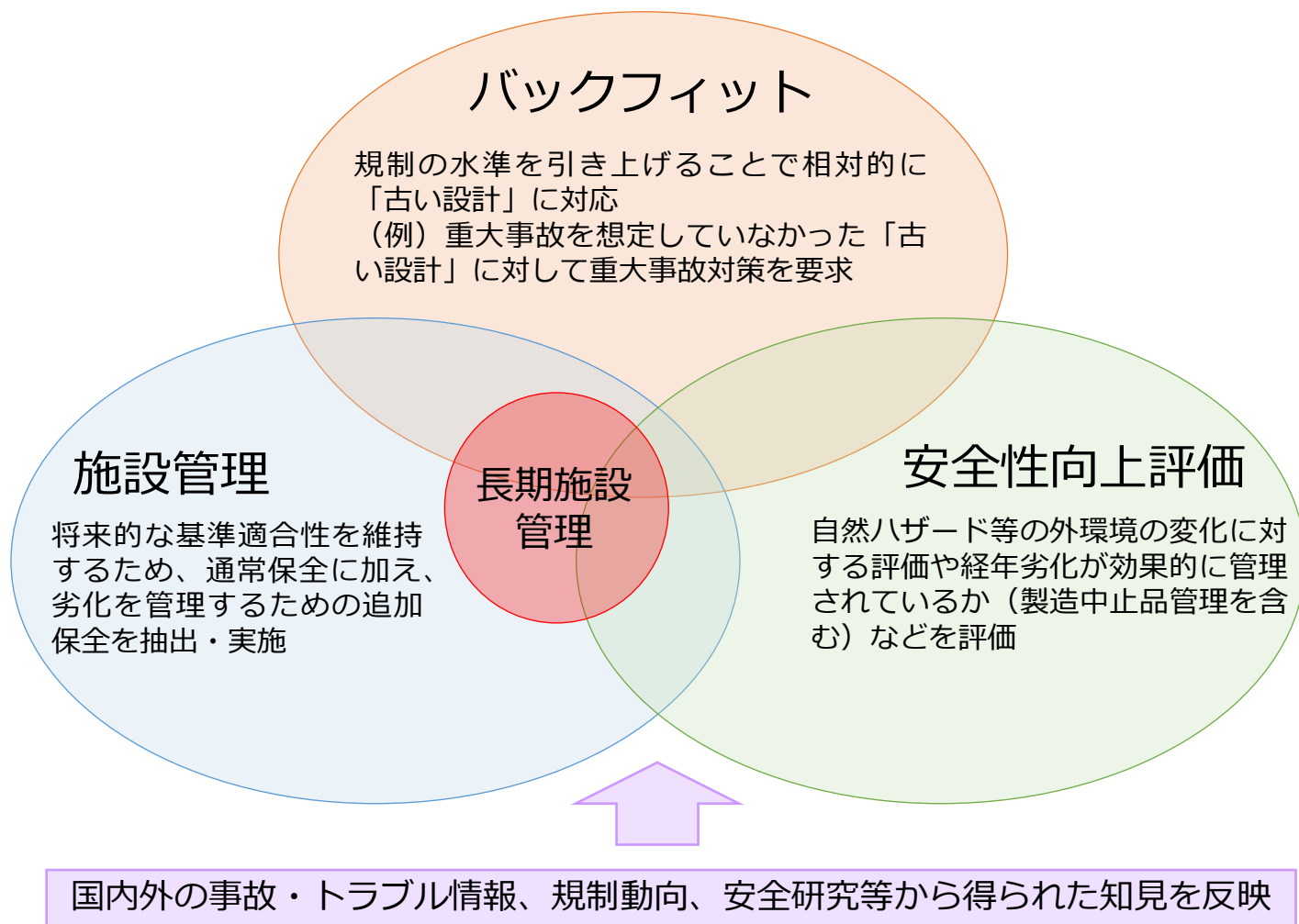
国外における運転開始から50年を超えた 原子炉施設の一覧（2023.03.31時点）

	原子炉施設	国	運転開始日	運転年数
1	タラプール1	インド	1969.10.28	53年
2	タラプール2	インド	1969.10.28	53年
3	ナインマイルポイント1	アメリカ	1969.12.01	53年
4	ベツナウ1	スイス	1969.12.09	53年
5	ロバートEギネイ	アメリカ	1970.07.01	52年
6	ドレスデン2	アメリカ	1970.08.11	52年
7	ポイントビーチ1	アメリカ	1970.12.21	52年
8	H.B.ロビンソン2	アメリカ	1971.03.07	52年
9	モンティセロ	アメリカ	1971.06.30	51年
10	ピッカリング1	カナダ	1971.07.29	51年
11	ドレスデン3	アメリカ	1971.10.30	51年
12	ベツナウ2	スイス	1972.03.04	51年
13	ポイントビーチ2	アメリカ	1972.10.01	50年
14	ターキーポイント3	アメリカ	1972.12.14	50年
15	サリー1	アメリカ	1972.12.22	50年
16	クアドシティーズ1	アメリカ	1973.02.18	50年
17	クアドシティーズ2	アメリカ	1973.03.10	50年
18	ノボロネジ4	ロシア	1973.03.24	50年
（参考：国内における最長の運転年数の原子炉施設）				
-	高浜発電所1	日本	1974.11.14	48年

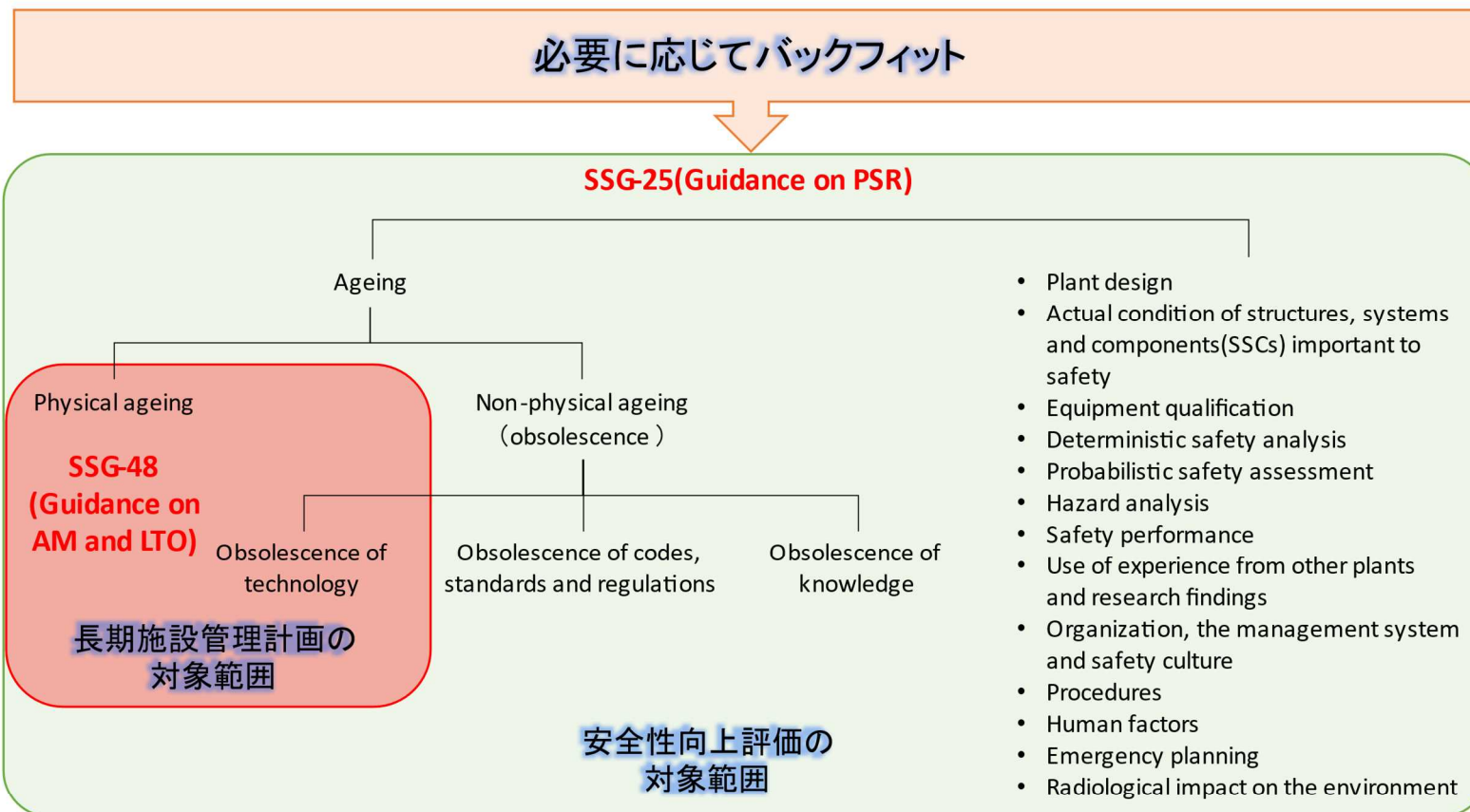


7. 「設計の古さ」への対応

- ◆ 「5. 原子炉施設の高経年化に伴う課題」で書いたように、物理的な経年劣化に加え、設計の古さへの対応も課題となります。
- ◆ この点に対応し得る制度の枠組みとしては、次のものがあります。
 - 規制基準の見直しとバックフィット
 - 新制度による長期施設管理計画
 - 事業者による安全性向上評価
- ◆ これらの枠組みを活用しつつ、どのように設計の古さに対応していくかについては、今後さらに検討を進めていきます。

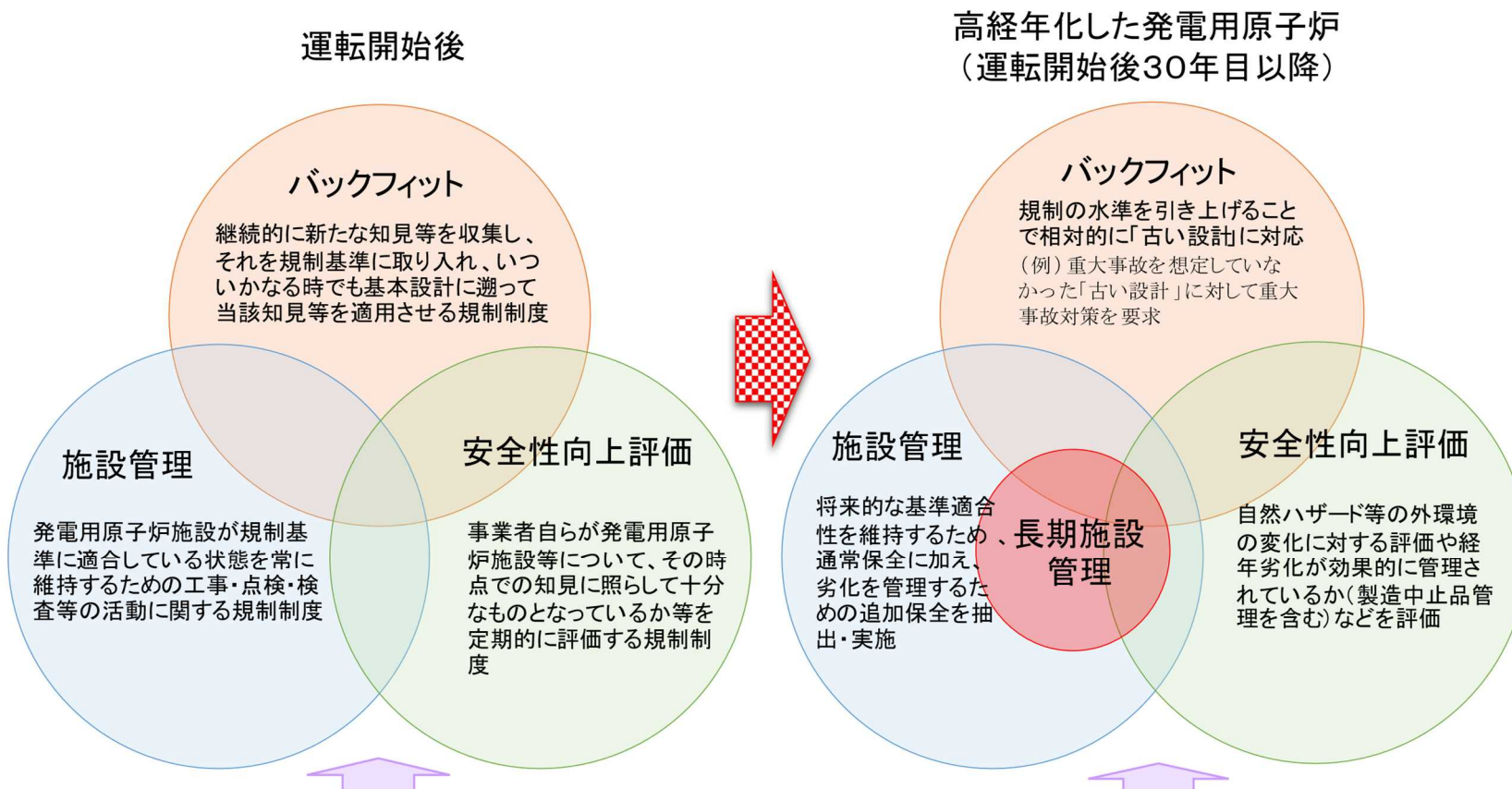


SSG-25及び48と日本の規制体系イメージ



- ◆ 長期施設管理計画の認可制度についてはSSG-48が対象としている範囲と同等なものとして制度を整備
- ◆ 安全性向上評価届出では中長期的な評価定期安全レビューに相当については、SSG-25に基づき実施
- ◆ これらの規制制度で得られた情報等から最新知見が得られた場合には必要に応じてバックフィットを実施

いわゆる「設計の古さ」に関する規制体系イメージ



国内外の事故・トラブル情報、規制動向、安全研究等から得られた知見を技術情報検討会等で議論

※安全性向上評価届出の導入趣旨
事業者がより高度な安全性を追求するために自主的に当該要求内容を上回る措置を講ずることは否定されるものではなく、むしろ発電用原子炉施設の安全性向上の観点から望ましいことであることから、このような事業者の自主的な取組を推奨するため、事業者自らが規制によるもの以外に事故の発生及び拡大の防止対策を講じた際の発電用原子炉施設の安全性の評価を義務付け(第43条の3の29第1項)、それを届出・公表させる制度。評価結果について公表させることで安全性を向上させるインセンティブが生じ、更なる安全性向上に資する措置を講じることが期待できる。なお、原子力規制委員会は、評価に係る調査等の方法の変更を命じる(第43条の3の29第4項)ことができ、虚偽届出・命令違反等に過料(第82条第4号の2から第4号の4まで)が課される。